

# 役員等の退任時に関する規定

社会福祉法人 長生福寿会

(目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人長生福寿会の理事・評議員及び監事の退任時について、必要な事項を定めることを目的とする。

(再任)

第2条 理事・評議員及び監事の任期は定款の定めのとおりである。任期満了時においては再任を妨げない。

(慰労金の支払)

第3条 理事・評議員及び監事の退任時において、理事長は在任期間中の労苦に報いるため慰労金を支払うことができる。

(慰労金の額)

第4条 慰労金の額は、予算の範囲において理事長が決定するものとする。

附則

1 この規定は、平成22年4月1日から施行する。

## 役員等の退任時における慰労金の目安 (内部規定)

- 1 理事長は「役員等の退任時に関する規程」に添って、役員等の退任時にはその在任期間中の労苦に報いるため、「慰労金」を支払うことができる。
- 2 慰労金の額は「予算の範囲」内とし、財務状況その他により理事長が都度決定する。
- 3 その支払いは、「在任期間」に応じた支給を基本とする。また、金額は慰労金としての主旨の範囲内のものとする。
- 4 ここに、内部規定として「慰労金の額」の目安を示すことにした。

### 慰労金の目安・・

理事・評議員及び監事の在任期間	慰労金の額
4年未満	10,000 円
4年以上 10年未満	30,000 円
10年以上	50,000 円